

平成24年2月29日裁決

主文

- 1 本件再審査請求のうち、厚生労働大臣がした次回診断書提出年月を「平成〇年〇月」とする指定を取り消し、「次回診断書の提出は不要とする。」との部分を却下する。
- 2 その余の本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、受給権発生日を障害認定日とする障害基礎年金の支給を求めるとともに、次回診断書の提出は不要とすることを求めることである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、特定不能の広汎性発達障害(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害基礎年金の裁定を請求した。なお、裁定請求に当たっては、当該傷病による障害に係る診断書としては、平成〇年〇月〇日現症のもののみが提出されていることが認められる。
- 2 この裁定請求に対し、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法(以下「国年法」という。)施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる2級に該当するとして、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とする障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の裁定をし、次回診断書提出年月を「平成〇年〇月」と指定した。なお、主位的請求である障害認定日による請求については、後記審査請求に対する保険者の意見等をしんしゃくすると、保険者は、請求人の当該傷病に係る初診日を、請求人が20歳前の昭和〇年〇月〇日と認定した上で、障害認定日

後に20歳に到達したので、障害の状態を認定すべき日となる20歳到達日当時の障害の状態に関する診断書が提出されていないため、20歳到達日における当該傷病による障害の状態を認定できないとして、これを却下する旨の決定を行ったものと解される(以下、この却下したものを、便宜「原処分」という。)

- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、障害の状態が国年令別表に掲げる程度に該当しなければ、支給されないこととなっている。
- 2 本件の場合、請求人は、当該傷病の初診日において20歳未満で、障害認定日以後に20歳に達したことについては、当事者間に争いがないと認められる。したがって、本件の問題点は、前記第2の2記載の原処分の理由にかんがみると、まずは、本件で提出されている資料によって、20歳到達日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、「本件障害の状態」という。)を認定することができるかどうかということである。

第4 当審査会の判断

- 1 障害基礎年金の障害認定に当たっては、その障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表の定める程度に該当するか否かは、その傷病について直接診断を行った医師(歯科医師を含む。以下、同じ。)ないし医療機関が、診断時に作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診断が行われたときに作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料によって行わなければならないものと解するのが相当である。本件についてこれを見ると、次のとおりである。すなわち、本件で当該傷病による障害の状態に関して提

出されている資料で、上記のような証明力の高いものと認めることができるのは、上記第2の1に記載した平成〇年〇月〇日現症に係るa病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書であり、これをおいて他に存しないところ、同診断書は、上記のように平成〇年〇月〇日現症のものであり、当該傷病の性質を考慮しても、それによって直ちに〇年以上も前の20歳到達日である平成〇年〇月〇日当時における本件障害の状態を認定するのは無理なことといわなければならない。したがって、本件については、本件障害の状態を認定することのできる資料が存しないというほかはないこととなるから、原処分は妥当である。

2 なお、請求人は、社会保険審査官に対する審査請求及び当審査会に対する再審査請求において、厚生労働大臣がした次回診断書提出年月を平成〇年〇月と指定したこと（以下「本件期日指定」という。）を取り消すこと及び「次回診断書提出は不要とする。」との処分を求めるので、この点について検討する。

(1) 社会保険審査官及び社会保険審査会法（以下「社保審法」という。）によれば、社会保険審査官に対する審査請求及び社会保険審査会に対する再審査請求の対象とすることができるのは、社保審法に規定されている国年法及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）等による処分に限られていることが明らかである。これを国年法に関するものについて挙げると、国年法第101条第1項所定の被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分又は保険料その他国年法の規定による徴収金に関する処分が明記されているところである。そして、国年法は第101条第1項において、被保険者の給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる」と規定するところ、国

年法第101条の2は、処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないと規定しているから、国年法第101条第1項にいう「処分」とは、行政事件訴訟法第8条第1項所定の処分の取消しの訴えの対象となる処分すなわち、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（行政事件訴訟法第3条第1項）と同義と解すべきところ、上記「処分」は、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものというところと解するのが相当である。

(2) 厚生労働大臣が請求人に対してした本件期日指定についてこれをみるに、障害を支給事由とする年金の受給権者（以下「障害年金受給権者」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出する義務がある（国年法第105条第3項、厚年法第98条第3項）のであり、障害年金受給権者であって、その障害の程度の審査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前1月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書（以下「現状診断書」という。）を厚生労働大臣の事務の受任者である日本年金機構に提出しなければならない（国年法施行規則第36条の4、厚年法施行規則第51条の4）とされているのである。国年法及び厚年法は、このように障害年金受給権者に課せられた届出及び提出義務があることを前提として、年金の支給停止又は年金給付の支払の一時

差し止めの規定をおいているのであるが、このような法体系の下において、厚生労働大臣は、当該障害年金受給権者が現状診断書を提出しない場合に、次の段階として規定されている診断書の提出命令を発し、当該職員による質問をし又は受診命令を発し、さらに次の段階として、診断書の提出命令又は受診命令に従わなかった場合に年金給付の額の全部又は一部について支給停止をすることができるのであり、したがって、現状診断書を提出すべき期日の指定は、年金給付の額の全部又は一部停止を決定する前段階として、保険者内部における意思決定を行うための手続の一環としてまず最初に行われる事実行為であって、当該受給権者の受給権の得喪、消長及び範囲等に何らの影響を与えるものではなく、その行為によって当該受給権者の権利義務を形成し、又はその範囲を確定する効果を伴うものではないというべきである。したがって、厚生労働大臣が請求人に対してした本件期日指定は、国年法第101条第1項所定の、社会保険審査官に対する審査請求をし、当審査会に対して再審査請求をすることができる「被保険者の給付に関する処分」には当たらないと解するのが相当である。そして、障害年金受給権者が上記のような法的性格を有する現状診断書を提出すべき期日の指定について、その提出を不要とする旨の処分を求めることができないことは明らかである。そうすると、本件審査請求のうち、本件期日指定の取消し及び「次回診断書提出は不要とする。」との処分を求める部分は、不適法であり、その事柄の性質上、その不備を補正することができないから、これを却下すべきものである。しかして、当審査会に対する再審査請求が適法とされるためには、法律上、これに先行する審査請求が適法にされていることを要すると解されるところ、本件審査請求中の上記部分は不

適法なものといわざるを得ないから、本件再審査請求中の上記部分は、適法な審査請求を経ないでされたものであるから不適法であり、この不備を補正する余地もない。

よって社保審法第44条、第6条に基づき、却下すべきである。

- 3 よって、本件再審査請求中、本件期日指定の取消しを求め、厚生労働大臣に対し、「次回の診断書の提出は不要とする。」との処分を求める部分を却下し、その余の部分を棄却することとして、主文のとおり裁決する。